

BAUS PREMIUM OWNER'S CLUB 利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、日本土地建物株式会社(以下「弊社」といいます)が販売する新築マンション及び戸建て住宅(以下「対象住戸」といいます)を対象として、第1章第3条に定めるサービス「BAUS PREMIUM OWNER'S CLUB」(以下「本サービス」といいます)のご利用に関する決まりを定めるものです。

第1章 総則

第1条 本サービスの目的

本サービスは、本サービス利用者へ第3条第1項に定めるサービスを提供することにより、本サービス利用者の快適な住生活を維持・支援していくことを目的とします。

第2条 用語の定義

本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。

- 利用資格者:対象住戸の購入者で、且つ本サービスの契約者となる者
- 準利用資格者:利用者と同居する同居人、また、利用者が対象住戸を賃貸している場合の賃借人およびその同居人
- 利用資格者等:前2項に定義する利用者、および準利用者を含めた総称
- 引渡し日:対象物件の売買契約に基づき弊社が対象住戸を購入者に引渡した日。
- 加入申込書:「BAUS PREMIUM OWNER'S CLUB 加入申込書」を指すものとする。
- お問合せ先一覧:加入申込書に付属する「BAUS PREMIUM OWNER'S CLUB お問合せ先一覧」を指すものとする。

第3条 本サービスの構成と内容

- 本サービスは次の4項目のサービスで構成されます。
 - BAUS住まのサポートサービス:第2章で定めるサービスで、住戸の部屋内のトラブルについて、利用可能期間は最長10年間、応急処置までの修理を無償で行うサービス
 - BAUS住宅設備機器延長保証サービス:第3章で定めるサービスで、住宅設備機器について、当該住宅設備機器の各メーカーが定める保証期間も含めて通算して最長10年間の保証修理を行うサービス
 - BAUS Club Off:第4章に定めるサービスで、BAUS Club Off専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用できるサービス
 - BAUSアフターサービス:第5章に定めるサービスで、次のサービスで構成される住戸の保守および保証を行うサービス
Ⅰ. 定期アフターサービス Ⅱ. 標準アフター保証サービス
- 本サービスは、弊社および弊社が本サービスにかかる業務を委託する運営会社(以下「運営会社」といいます)が本規約に基づき運営、提供を行います。

第4条 本サービスの利用契約申込みと利用

- 利用者は、本規約を承諾の上、弊社所定の加入申込書に必要事項を記入し、本サービスの利用契約を申し込むものとします。
- 本サービスの利用可能期間は加入申込書に記載の最長10年間となり、利用登録完了により本サービスは利用可能となります。ただし、加入申込日と、対象物件の引渡し日までの期間が、弊社の想定する期間を満たさない場合は、本サービスの利用可能期間中であっても、本サービスを利用できない場合があります。
- 本サービスの利用契約申込の時期によっては、サービス利用可能期間が10年未満となる場合がございます。

第5条 利用資格・変更手続き

- 弊社および運営会社は、本サービスの提供に際して、利用資格を確認するため登録情報の確認を行うことがあります。利用資格の確認ができない場合、本サービスはご利用いただけません。また、本サービスの利用申込みを行なった者が、本サービス利用後に利用資格者等でないことが判明した場合、本サービスの提供に要した一切の費用については、当該利用申込みを行った者の負担になります。
- 利用資格者等は、第1章第7条に定める継承の場合を除き、利用資格者等の地位および資格を第三者に譲渡、貸与または担保提供することはできません。
- 利用資格者等と連絡が取れないことなどにより、利用資格者等による本サービスの利用に障害が生じても、弊社および運営会社はいかなる責も負いません。なお、本サービスの提供にかかる準利用資格者への協力依頼は利用資格者が行うものとし、弊社および運営会社はその責を負いません。
- 準利用資格者が本サービスの提供にかかる申込みを行った場合、本サービスの提供に際して対象機器の交換や費用の負担が発生する場合など、利用者への確認が必要となる場合があります。また、費用負担が発生した場合は利用資格者にその費用を請求させていただきます。利用資格者と準利用資格者との間で費用負担等のトラブルが生じても、弊社はいかなる責も負いません。
- 本サービス利用契約期間中に利用資格者の変更、連絡先の変更等がある場合は、「BAUS PREMIUM OWNER'S CLUB事務局」まで弊社所定の方法にて通知してください。通知がない場合には本サービス利用契約期間中であっても本サービスを利用できない場合があります。

第6条 利用資格の喪失

理由の如何を問わず、利用資格者が対象住戸の所有権を喪失した場合には、利用資格者等は本サービスの利用契約上の利用に係る資格者としての地位をそれぞれ喪失し、本サービスの利用契約は当該所有権の喪失日をもって終了します。

第7条 利用資格の継承

- 利用資格者が対象住戸の所有権を喪失し、本サービスの利用契約が終了した場合でも、対象住戸の新たな所有者(以下「転得者」といいます)が本規約を承諾した上で、本サービスの利用を希望する場合は、第3条第1項に記載のサービスのうち、「BAUS住まのサポートサービス」[BAUS住宅設備機器延長保証サービス]に限り、転得者は利用資格者としての地位の継承ができます。
- 転得者が、利用資格者としての地位を継承する場合は、第5条第5項に定める手続きを行なう必要があります。なお、対象住戸の売却による所有権移転に限らず、相続を含む親族間での所有権移転が行なわれた場合についても、同様に手続きを行なう必要があります。
- 弊社は加入申込書およびサービスガイドの再発行はしませんので、転得者は利用者から引き継いでいただきます。
- 従前の利用資格者の地位を継承するため、従前の利用資格者等の本サービス利用状況によって、転得者は、本サービスの一部が利用できない場合があります。

第8条 利用資格の取消し等

利用者等が次のいずれかに該当する場合、弊社は利用資格を取消し、または本サービスの利用契約を解約できるものとします。

- 本サービスの加入申込書等に事実と異なる記載をしたことが判明した場合
- 本規約に違反した場合
- 本サービスを不正に利用した場合
- 本サービスの運営を妨げる行為を行った場合
- その他、弊社が不適切と判断した行為を行った場合

第9条 利用契約料金

本サービスは、利用契約料金無償でご利用頂けます。但し、BAUS住まのサポートを利用した際の部品交換費用や、BAUS Club Offを通しての施設利用・飲食料金等で実際に発生した費用等、本サービスから派生的に発生した費用・代金については、別途利用資格者等の負担となります。

第10条 個人情報

- 弊社は、本サービスの申込または利用等を通じて弊社が知り得た利用資格者等の個人情報(以下「個人情報」といいます)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 利用資格者等は、利用者等の個人情報を弊社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 利用資格者等より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を利用者等に知らせるため
 - 本サービスその他弊社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や利用者等の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 弊社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、弊社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用資格者等の個人情報を取り扱わせることがあり、利用資格者等はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、弊社は、利用資格者等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - 弊社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 弊社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第11条 利用規約の変更

弊社は、第1章第1条に定める本サービスの目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動他、やむを得ない事情が発生した場合は、本サービスの利用資格者の承諾なく、本規約を変更できるものとします。この場合、弊社は書面、ホームページ等により本サービスの利用資格者に対し変更内容を通知するものとします。

第12条 本サービスの一時的な中断・解約

- 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、利用資格者へ通知することなく、本サービスを一時的に中断する場合があります。
 - 本サービスのシステム保守を定期的あるいは緊急に行う場合。その他、運用上または技術上、弊社または運営会社が本サービスの提供の一時的な中断を必要とした場合
 - 火災、停電などにより本サービスの提供ができない場合
 - 天災地変や急激な経済情勢の変動等の不可抗力、弊社または運営会社の責に帰すことのできない事由により本サービスの提供を中断せざるを得ない場合
- 弊社は、前項による中断期間が長期間に渡る場合、また経済情勢の変動他、やむを得ない事情が発生し本サービスの継続が困難となった場合、利用資格者へ通知のうえ、本サービスの利用契約を解約できるものとします。

第13条 損害賠償

弊社および運営会社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、利用資格者等に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。また、利用資格の取り消し、利用契約の一時的な中断、解約等により利用者等に損害が生じたとしても、利用資格者等は弊社に対し損害賠償の請求をできないものとします。

第14条 準拠法

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第15条 管轄裁判所

本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は東京地方裁判所を訴訟および調停の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 BAUS 住まのサポートサービス

第1条 BAUS 住まのサポートサービス 内容・対象

利用資格者等はサービスの対象となっている住戸について、【別表1】に記載する住宅トラブルが生じた場合、また、【別表2】に記載するお困りごとが生じた場合、弊社指定の専用フリーコールを利用して、24時間365日、トラブルまたはお困りごとの解決を図るための情報提供または現場出動対応のサービスを受けることができます。

【別表1】

駆けつけサービス				
	対象部位	症状 対応		
キッチン洗面所	給排水	漏水	止水応急処置、シールテープ処理	
		詰まり	ローポンプ/ラバーカップでの詰まり除去、簡易トローラー/薬剤使用	
	蛇口	破損	応急処置	
		漏水	止水応急処置、汎用パッキン交換、シールテープ処理	
	ディスポージャー	破損	応急処置	
		詰まり	詰まり除去	
	トイレ	給排水	破損	応急処置
			漏水	止水応急処置、シールテープ処理
		給排水	水止まらず	止水応急処置、ロータンク内部部品点検・調査
			水流れない	ロータンク内部部品点検・調査、部品外れ確認
浴室	給排水	詰まり	ローポンプ/ラバーカップ/簡易トローラーでの詰まり除去、薬剤使用	
		破損	応急処置	
	給排水	漏水	止水応急処置、シールテープ処理	
		詰まり	ローポンプでの詰まり除去、簡易トローラー使用、薬剤使用	
玄関ドア	錠前	破損	応急処置	
		開錠	ピッキング・サムターン回し他開錠作業	
	錠前	破錠	開錠不可時の破錠作業	
		シリンダー詰まり	詰まり除去(中折れ鍵・異物など)、清掃	
		ドアガード閉まり	ドアガード外し	
		施錠/開錠不良	各部調整・シリンダー清掃・潤滑剤塗布	
窓ガラス	窓サッシ	ヒビ・割れ	破損箇所養生・破損物撤去作業	
		破損	破損箇所養生・破損物撤去作業	
	照明器具	不点灯	スイッチ、配線接触不良点検・確認	
		ちらつき	配線接触不良点検・確認	
電気設備(年1回まで)	コンセント	作動不良	通電確認	
		作動不良	配線確認	
	スイッチ	一部停電・全室停電	ブレーカー確認、電力会社確認	
		停電	※集合マンション全館停電時は管理会社若しくは建物管理会社対応	
	換気扇・レンジフード	異音	異音箇所特定、モーター確認	
		作動不良	モーター確認、通電確認、スイッチ確認	
IHクッキングヒーター	作動不良	ブレーカー確認、エラーコード確認、電源確認、チャイルドロック確認※原則メーカー対応		
	作動不良	通電確認、進捗確認、水漏れ確認、異常確認、ブレーカー確認、エラーコード確認※原則メーカー対応		

- ※作業スタッフ訪問時には、利用資格者等の立会が必要となります。
- ※地域・作業内容によって、即日対応できない場合や現地到着までに時間を要する場合があります。
- ※食器洗浄乾燥機、洗濯機、自動洗浄便座などの家電製品本体の故障は、サービス対象外となります。
- ※玄関鍵のトラブルに関して、次の各事項に留意し、サービスを利用するものとする。
 - ①特殊構造の鍵に関しては開錠出来ない場合があります。
 - ②解錠・破錠作業時には運転免許・パスポート等の本人確認書類が必要となり、お持ちでない場合はご紹介が出来ない場合があります。
 - ③破壊による開錠の対応時間は午前9時から午後9時までとなります。
 - ④ツーロックの場合は、1つ目の鍵の開錠は無償とし、2つ目は有償での対応となります。
- ※窓ガラスのトラブルに関して、応急処置とはベニア板等での養生作業をさします。また、事件性がある場合、警察への届け出後に状況に応じての対応となります。
- ※電気設備のトラブルに関して、次の各事項に留意し、サービスを利用するものとする。
 - ①現場対応時間は午前9時から午後5時迄となります。
 - ②年1回(毎年1月1日～12月31日)まで基本出張料無償で承ります。年2回目以降は基本出張料8,000円(税別)/回とします。

【別表2】

お手伝いサービス(いずれか年2回まで)		
サービス内容	状況例	対応
照明管球交換	電球を交換したいが届かない	お部屋の蛍光灯などの管球交換
家具の移動	お部屋の模様替えをしたい	重くて動かせない家具の移動

- ※お手伝いサービスの現場対応時間は午前9時から午後5時迄となります。
- ※年末等、ご依頼が集中した場合は、ご希望の日時にお伺いできない場合があります。
- ※照明管球交換に関して、次の各事項に留意し、サービスを利用することとします。
 - ①蛍光灯や電球は予めご用意ください。
 - ②LED電球への交換については、一部対応できない器具があります。
 - ③照明器具本体の設置はサービスに含まれません。
 - ④吹き抜け等の高所作業にかかる足場設置の料金は利用資格者等の負担となります。
- ※家具の移動に関して、次の各事項に留意し、サービスを利用することとします。
 - ①お部屋の外に出る、粗大ごみの搬出等はサービス対象外となります。
 - ②高価な家具や楽器等、養生が必要なもの、1名で対応ができない大型の家具はご希望に添えない場合があります。
 - ③引越しによる家具の移動については、お引き受けできません。
 - ④マンションの共用部を通る移動については、お引き受けできません。

第2条 BAUS住まいのサポートサービス 利用料金・回数制限

1. 駆けつけサービスにおいて、利用資格者等は【別表1】に基づき、作業スタッフ1名による特殊工具・部品を必要としない30分程度の応急処置・点検等の現場出動対応を無償で受けることができます。但し、30分を超過した際の作業の料金(超過10分ごとに1,500円(税別))については、利用資格者等が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の料金についても利用資格者等が別途実費を負担する場合があります。
2. 駆けつけサービスは、回数無制限で利用できます。但し、電気設備のトラブルについては、年1回(毎年1月1日～12月31日)まで基本出張費無償とし、年2回目以降は基本出張料8,000円(税別)/回とします。
3. お手伝いサービスにおいて、利用資格者等は【別表2】に基づき、作業スタッフ1名による30分程度の出張・作業対応を無償で受けることができます。但し、30分を超過した際の作業の料金(超過10分ごとに1,500円(税別))については、利用資格者等が別途実費を負担するものとします。
4. お手伝いサービスは、いずれか年2回(毎年1月1日～12月31日)まで基本出張費無償で利用できます。年3回目以降は基本出張料8,000円(税別)/回とします。
5. 利用資格者等は、BAUS住まいのサポートサービスの対象に含まれない事項についても、作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
6. 現場出動対応ではトラブルが解決できない、または二次被害が発生することが予想される場合、利用資格者等は作業スタッフと協議の上、別途有料でサービスを依頼することができます。
7. 弊社は前6項の場合の利用料金等の請求業務を、弊社または運営会社の指定する第三者に委託することがあり、利用資格者等はこれを承諾するものとします。

第3条 除外事項

次の場合はBAUS 住まいのサポートサービスの対象外とします。

- ①マンション共有部におけるトラブル
- ②午後9時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ③家電製品等に関するトラブル
- ④入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ⑤原状回復に関するトラブル
- ⑥地震等の天災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦利用資格者等の立会いに協力頂けない場合
- ⑧その他弊社または運営会社が不適切と判断した場合

第3章 BAUS住宅設備機器延長保証サービス

第1条 BAUS住宅設備機器延長保証サービス 内容・対象

1. 弊社は、【別表3】に記載する、対象住戸に引渡し日時点において設置されている機器・設備(以下「対象機器」といいます)について、対象機器の修理サービス(以下、「保証修理」といいます)を提供します。
2. 保証修理の対象は、本サービス有効期間中の対象設備機器の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用をした結果、電氣的、機械的または機能的故障で、且つ対象機器の製造メーカーの保証規定にて保証対象となる故障(以下「保証対象故障」といいます)とします。
3. 技術料・部品代・出張費用を含めた修理費用が保証限度額(再調達価額)の範囲で無償となります。なお、対象設備機器が修理不能と弊社および運営会社が判断する場合には、代替品を提供することで修理に代えるものとします。代替品に関しては対象設備機器と同一型番の製品の提供を行います。但し、同一型番の製品の保証限度額未満での購入が困難な場合や、同一型番の製品の製造中止など、同一型番の製品の提供が困難な場合には、入手可能な製品(製造者が同一とは限らない)を対象設備機器と交換することで代替品の提供とします。
4. 本章第3条に定める免責事項に該当する場合には、保証修理の対象外とします。
5. 対象機器について、弊社または運営会社が指定した修理業者または住宅設備機器メーカー(施工代理店、指定修理店含む)以外の第三者が修理等を実施した場合は、当該対象機器は保証修理対象外となります。
6. 対象機器の保証修理の内容によっては、部材の調達など長期間を要する場合があります。また、保証修理期間中の代替品の用意はありません。

【別表3】

対象機器	
システムキッチン	IH・ガスコンロ、浄水器一体型水栓、レンジフード、食器洗浄乾燥機
システムバス	水栓、シャワーヘッド・ホース、浴槽(排水ボタン)、表示機リモコン、浴室乾燥暖房機
洗面化粧台	水栓、排水ボタン、照明、くもり止め
温水洗浄便座	本体、機能付き便座
ガス給湯器	本体、表示機リモコン

第2条 保証期間

加入申込書に記載されたサービス利用可能期間(最長10年間)とします。但し、対象設備機器の製造メーカーによる修理保証サービスが有効な間は、保証修理サービスは利用できないものとします。また、保証修理サービスを通して、代替品を提供した場合には、その機器に対する保証期間は終了します。

第3条 免責事項

次のような場合には、保証期間内でも、保証対象故障とはならないものとします。また、保証対象故障にならない修理を実施した場合、出張費や保証修理に要した全ての費用を、利用資格者等に負担いただく場合があります。

- (1) 直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた故障および損傷
 - ①対象設備機器の自然消耗(但し、レンジフィルター、給排水管のパッキン、電球、または電池の自然消耗に限る)・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似の事由または、ねずみ食い・虫食いによって生じた故障および損傷
 - ②ソフト・周辺機器・アクセサリ等対象設備機器以外の商品の故障および損傷
 - ③使用上の誤り、または不当な修理や改造による故障および損傷
 - ④対象設備機器の移動・輸送・移設・設備工事・落下による故障および損傷
 - ⑤火災・地震・水害・落雷・塩害・ガス害・その他の天災地変ならびに公害や異常電圧その他の外的要因による故障または損傷
 - ⑥地盤変動または地盤沈下による故障または損傷
 - ⑦対象設備機器以外の財物に起因した故障または損傷
 - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)による故障および損傷
 - ⑨核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特長による事故に起因する故障および損傷
 - ⑩対象設備機器の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合
- (2) 業務用で使用された場合の故障および損傷
- (3) 利用資格者等が持ち込んだ機器に起因した故障および損傷
- (4) 対象製品取扱説明書記載の本来利用資格者等に処置していただくべき「お手入れ」「点検」「オーバーホール作業」および「バッテリー(電池)、消耗品の交換」
- (5) 施工時の不具合による処置
- (6) 検査の結果、対象設備機器に異常の無かったもの(故障でないナンセンスコール、故障症状の未再現のもの)
- (7) 保証期間外に対象設備機器の修理依頼がなされた故障
- (8) 対象設備機器の故障に起因して生じた身体障害または対象設備機器以外の財物の滅失、き損、もしくは汚損
- (9) 対象設備機器の故障に起因して生じた対象設備機器およびその他の財物の使用の阻害によって生じた損害
- (10) 対象設備機器の単なる部品交換
- (11) 対象設備機器の設置、工事、リサイクル、処分、および代替品の提供に関する費用(送料を含む)の支払
- (12) 弊社および運営会社へ連絡せず、利用資格者等が自ら実施、または業者を手配して行なった修理
- (13) メーカーの定める離島もしくは遠隔地への出張費用(交通費、宿泊費、送料)等
- (14) 対象設備機器の通常使用に問題が無い汚損、破損
- (15) 他の保険や保証サービスにて求償可能な場合
- (16) 付属部品やアクセサリや周辺機器の故障および損傷
- (17) ご家庭以外での使用(業務使用)
- (18) 代替品交換時の廃棄処分諸費用、リサイクル費用等
- (19) 代替品交換時の工事、設置費用等
- (20) 保証修理時に代替品代用品を使用する際の代替品代用品のレンタル費用
- (21) 対象設備機器本商品の故障または損傷に起因して他財物(ソフトウェアを含む。)に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
- (22) 対象設備機器本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
- (23) 対象設備機器本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡および怪我を含む)

第4条 間接損害

次の場合の損害について、保証修理の対象でなく、且つ賠償補償等、弊社は何らの責任を負わないものとします。

- ①対象機器の故障または損傷に起因して生じた居住者の身体の障害(死亡および経済的または精神的障害、損失を含みます)
- ②対象機器の故障または損傷に起因して対象機器、他の財物に生じた故障、損傷による損害
- ③対象機器の故障または損傷に起因して対象機器、その他財物を使用できないことにより生じた損害

第4章 BAUS Club Off

第1条 BAUS Club Off 内容

利用資格者は、BAUS Club Off専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第2条 優待サービスの利用

1. BAUS Club Offは、弊社提携の株式会社リロクラブが提供する利用資格者限定優待サービスです。利用資格者は優待サービスの利用に際し、BAUS Club Off専用ホームページ(https://www.club-off.com/baus/)に記載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 利用資格者は、本サービスのご利用方法に従い、会員IDおよび初期パスワードでBAUS Club Off専用ホームページにログインすることで、または「問合せ先一覧」に記載された専用フリーコールに電話することで優待サービスを利用することができます。

第3条 変更・休止等

BAUS Club Offは、利用資格者の承諾なく、また利用資格者への事前の通知なく、任意に優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

第5章 BAUSアフターサービス

BAUSアフターサービスは、次のサービスで構成される住戸の保守および保証を行うサービスです。各サービス詳細については、売買契約に付随する「アフターサービス規程」に規定します。

1. 定期アフターサービス
 - 対象住戸の引渡し日から起算して、原則3か月・1年・2年を経過するそれぞれの適当な時期につき、売買契約に付随する「アフターサービス規程」に則り、住戸内の点検および簡易補修作業を実施するサービスです。
2. 標準アフター保証サービス
 - 対象住戸の引渡し日からの期間に応じて、住戸に関する次の保証を受けることができるサービスです。

- ①短期保証:住戸(建物)内外の仕上げや設備不具合において、不具合内容・箇所により1年から5年間の保証をします。
- ②長期保証:引き渡しから10年間、構造耐力上主要な部分と、雨水の侵入を防止する部分の保証をします。

2019年9月1日 制定

2020年1月1日 改定